

< 山川講義付き。： 社会保険編 (VOL. 3・VOL. 4) >

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、平成 29 年 4 月 10 日時点における情報です。
 また、この情報は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

1. 国民年金法

◆新旧対照表

改正後	改正前
平成 28 年	p64 「ここをチェック！」 1 つ目の□ 平成 28 年度、0.999
○3) 基準月が平成 29 年度に～ ○左上から右下に、 <u>49,470 円・98,940 円・148,410 円・197,880 円・247,350 円・296,820 円。</u>	p107 「(2) 支給額」 条文。 ○3) 基準月が平成 28 年度に～ ○図表内の金額は、 <u>差替え</u>
○ (平成 29 年度は <u>0.989</u> (前年度 : <u>0.998</u>))	p110 「Advance」 1 つ目の□の 3 行目。 (平成 28 年度は <u>0.998</u> (前年度 : <u>1.023</u>))
ロ) 平成 29 年度の～ 上から順に、 <u>779,300 円・974,125 円・779,300 円・779,300 円・224,300 円・74,800 円・224,300 円。</u>	p116 ロ) 平成 28 年度の年金額の最右列(実際の支給額)。
○平成 29 年度 ○法定額 <u>16,900 円</u> × 0.976 ≙ 「 <u>16,490 円</u> 」	p134 「ちょっとアドバイス」 の□。 ○平成 28 年度 ○法定額 <u>16,660 円</u> × 0.976 ≙ 「 <u>16,260 円</u> 」
下記【差替①】	p154 「◆平成 28 年度における前納額」 は、 <u>差替え。</u>
○平成 29 年 ○ <u>9.0%</u> ・ <u>2.7%</u>	p167 「②延滞金の割合の特例 (法附則 9 条の 2 の 5 第 1 項)」 の図表内。 ○平成 28 年 ○ <u>9.1%</u> ・ <u>2.8%</u>

【差替①】

◆平成 29 年度における前納額

	6 か月前納	1 年前納	2 年前納	(毎月)
口座振替 の場合	97,820 円 (@1,120 円割引)	193,730 円 (@4,150 円割引)	378,320 円 (@15,640 円割引)	16,440 円 (早割@50 円)
現金納付 の場合	98,140 円 (@800 円割引)	194,370 円 (@3,510 円割引)	379,560 円 (@14,400 円割引)	16,490 円

◆訂正表

正	誤
(保険料納付者)、～	p132 2つ目の□の上から3行目。 (保険料納付者数)、～

2. 厚生年金保険法

◆新旧対照表

改正後	改正前
下記【差替①】	p216「ここをチェック」2つ目の□の枠内は、 <u>差替え</u> 。
<u>前項（第1項）の規定は、適用しない。</u>	p216「ちょっとアドバイス」□の2行目。当該適用事業所が引き続き特定適用事業所であるものとみなす。
下記【差替②】	p216「ただし…」の下の3行分は、 <u>差替え</u> 。
<u>46万円</u>	p286「ちょっとアドバイス」の図表内（2か所）とその下の□の1行目（1か所）。 47万円
平成 <u>29</u> 年度、「 <u>46万円</u> 」	p287 下から2つ目の□。 平成 28 年度、「 47万円 」
<u>46万円</u>	p298「Outline」◆在職老齢年金の仕組みの比較の図表内（3か所）。 47万円
平成 <u>29</u> 年度、 <u>46万円</u>	p299 一番下の□。 平成 28 年度、 47万円
<u>46万円</u>	p300「ちょっとアドバイス」の図表内（4か所）。
平成 <u>29</u> 年度、 <u>0.989</u>	p344「ちょっとアドバイス」1つ目の□。 平成 28 年度、 0.998
平成 <u>29</u> 年度、 <u>0.995</u> 、 <u>0.998</u>	p347「ちょっとアドバイス」2つの□。 平成 28 年度、 0.993 、 0.999
平成 <u>29</u> 年度、： <u>0.999</u> 、： <u>0.997</u>	p350「ハ）適用上の留意点」の1段目。 平成 28 年度、： 1.000 、： 0.998
(2)平成 <u>29</u> 年度年金額 上から順に、 ○ <u>1,625円</u> ○ <u>224,300円・224,300円・74,800円</u> ○ <u>33,100円・66,200円・99,300円・132,300円・165,500円</u>	p351「(2)平成 28 年度年金額」の最右列（実際の支給額）。 ○①定額部分の額 ○②加給年金額 ○③老齢厚生年金の特別加算額

○584,500円・1,169,000円・584,500円	○④その他の額
○平成29年	p387「②延滞金の割合の特例（法附則17条の14）」の図表内。
○9.0%・2.7%	○平成28年
	○9.1%・2.8%

【差替①】

<p>□「特定適用事業所」とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される<u>特定労働者の総数が常時500人を超えるもの各適用事業所</u>をいう。</p>
<p>□「特定労働者」とは、<u>70歳未満の者のうち、改正後の厚生年金保険法12条各号（適用除外、以下同じ）のいずれにも該当しないものであって、特定4分の3未満短時間労働者以外</u>のものをいう）⇒つまり、特定4分の3未満短時間労働者は、<u>含まれない</u>。</p>
<p>□「特定4分の3未満短時間労働者」とは、次の1.又は2.の労働者であって、改正後の<u>適用除外のいずれにも該当しないもの</u>をいう。</p>
<p>1. その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される<u>通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者</u></p>
<p>2. その1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される<u>通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者</u></p>

【差替②】

<p>ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、<u>実施機関に当該特定4分の3未満短時間労働者について前項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない</u>。⇒つまり、厚生年金保険の被保険者とし<u>ないことができる</u>。</p>
<p>1. 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の<u>被保険者及び70歳以上の使用される者</u>（以下「<u>4分の3以上同意対象者</u>」という）の<u>4分の3以上で組織する労働組合があるとき</u> ⇒ <u>当該労働組合の同意</u></p>
<p>2. 前号に規定する<u>労働組合がないとき</u> ⇒ イ)又はロ)に掲げる同意</p>
<p>イ) 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される <u>4分の3以上同意対象者の4分の3以上を代表する者の同意</u></p>
<p>ロ) 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される <u>4分の3以上同意対象者の4分の3以上の同意</u></p>

◆訂正表

正	誤
□ <u>第4種被保険者の標準報酬月額が～</u>	p243 下の「ちょっとアドバイス」。 □標準報酬月額が～

3. 健康保険法

◆新旧対照表

改正後	改正前
下記【差替①】	p22「ここをチェック」2つ目の□の枠内は、 <u>差替え</u> 。
前項（第1項）の規定は、 <u>適用しない</u> 。 下記【差替②】	p22「ちょっとアドバイス」□の2行目。 当該適用事業所が引き続き特定適用事業所であるものとみなす。 「ただし…」の下の3行分は、 <u>差替え</u> 。
全国一律 1.65%（平成 29 年度適用率）	p156 1行目の「□介護保険料額とは、～」の2行目。 全国一律 1.58%（平成 28 年度適用率）

【差替①】

□「特定適用事業所」とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時500人を超えるもの各適用事業所をいう。

□「特定労働者」とは、70歳未満の者のうち、改正後の健康保険法3条1項ただし書各号（適用除外、以下同じ）のいずれにも該当しないものであって、特定4分の3未満短時間労働者以外のものをいう ⇒ つまり、特定4分の3未満短時間労働者は、含まれない。

□「特定4分の3未満短時間労働者」とは、次の1.又は2.の労働者であって、改正後の適用除外のいずれにも該当しないものをいう。

1. その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者
2. その1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者

【差替②】

ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当該特定4分の3未満短時間労働者について前項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。 ⇒ つまり、健康保険の被保険者としないことができる。

1. 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される健康保険の被保険者及び70歳以上の使用される者（以下「4分の3以上同意対象者」という）の4分の3以上で組織する労働組合があるとき ⇒ 当該労働組合の同意
2. 前号に規定する労働組合がないとき ⇒ イ)又はロ)に掲げる同意
 - イ) 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される 4分の3以上同意対象者の4分の3以上を代表する者の同意
 - ロ) 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される 4分の3以上同意対象者の

4分の3以上の同意

◆訂正表

正	誤
(平4記)	p71「条文」の4行目。 (平4選)

4. 社会一般

◆新旧対照表

改正後	改正前
平成29年度、1,000分の <u>2.3</u>	p340「ちょっとアドバイス」の□。 平成28年度、1,000分の 2.0

◆訂正表

正	誤
○ (<u>25</u> 万円)	p309「条文」アミカケ部分c) 5行目。 ○ (50 万円)

5. 労働一般

◎補正事項なし